

「京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）」 解説

【前提】

現下の太陽光を含む再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、さらなる導入促進とともに、太陽光発電事業の適切な推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境が確保されるよう、必要な手続きを定める条例を制定します。

【位置付け】

太陽光発電設備の設置事業は、事業規模にかかわらず立地地域で事業計画の詳細を把握することが困難な現状があるため、自然環境及び生活環境との調和を促し、再生可能エネルギー事業の更なる推進と合意形成を図る観点から、他の自治体の例も参考にしつつ、事業者による事業計画内容の事前公開や事前説明、市への事前協議と実施の届出等を行う標準的な手続きを規定する条例として位置付けています。

【対象は 10kW 以上の太陽光発電設備（屋根置きは除く）】

他の再生可能エネルギー事業及び土地利用では、既存法令等による開発行為、環境影響評価、特定建築物等の規定において、本条例案と同等以上の責務を負うものとされているため、本条例案では太陽光発電設備の設置事業のみを対象としています。

第1条（目的）

- この条例は、京丹後市における太陽光発電設備の設置事業に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適切な推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境を確保することを目的としています。

第2条（定義）

- 本条例における各用語の意義について、以下のとおりとしています。
 - 「太陽光発電設備」
太陽光を再生可能エネルギー源として発電する設備及びその付属設備。
ただし、建築基準法に規定する建築物の屋根又は屋上に設置されるものは対象に含みません。
 - 「設置事業」
太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電、供給、消費等する事業で、当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む事業。
 - 「事業区域」
太陽光発電設備の設置事業を行う一団の土地。
 - 「事業者」
設置事業を行う者（契約により設置事業の実施を請け負う者を含む）。

「近隣関係者」＊本条例（案）で事業者が事前説明等を行う対象者

- 事業区域に隣接する土地の所有者並びに隣接する建築物の所有者及び居住者
- 事業区域に隣接する土地を区域とする区等の住民自治組織
- その他、法令の規定に基づいて設置事業等の影響を受けると認められる者

第3条（責務）

市及び事業者は、以下を責務とし、相互に協力します。

- 市は、再生可能エネルギー事業を地域脱炭素化のための公益的施策に位置づけ、地域の自然的及び社会的な条件に適した事業の促進を図るため、良好な自然環境及び生活環境との共生に努めるものとします。
- 事業者は、再生可能エネルギーを活用する事業によって原状の環境を著しく損なうことのないよう、必要な措置を講じるとともに、市が実施する施策に積極的に協力します。

第4条（適用の範囲）

- 設置事業の出力の合計が10キロワット以上（実質的に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上となる場合を含む。）のものについて適用します。

第5条～第7条（事前協議、事前説明、事業計画の確認）

（事前協議、事業計画の確認※）

- 事業者は、市と事業計画内容についての事前協議を行い、市は当該計画内容について、規則で定める項目により確認を行います。
- 市は、当該計画内容について、必要に応じて指導又は助言を行うものとします。
- 市は、確認結果を踏まえ、適宜、市の意見を付して、事業者に対し、事前協議の終了を通知します。

※ 事業計画内容の確認は現状、以下の確認項目（案）を想定しています。

- (1) 太陽光発電設備等と事業区域内の環境の保全に関する事項
- (2) 太陽光発電設備等の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電設備等の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電設備等の廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、京都府基準で定める適切でないと思われる区域又は考慮を要する区域等で行う事業等、市長が必要と認める事項

（事前説明※）

- 事業者は、事前協議の間、当該事業計画に関し、設置事業の予定地内の公衆の見やすい場所に規則で定める所定の標識を設置し公開するとともに、近隣関係者に対し説明会を開催する等の方法により、事業計画の内容を周知していただきます。
- 事業者は、事業計画の内容について、近隣関係者の理解を得るよう努めていただきます。
- 事業者は、近隣関係者へ説明を行ったときは、その内容を記録した報告書を作成していただきます。

※ 説明会の開催のほか、事業計画の内容を記載した資料の回覧又は送付を想定。どの手段によるのかは、事業者と近隣関係者との協議により決定。

第8条・第9条【届出、計画変更】

（届出※）

- 事業者は、事前協議の確認通知を受けたのち、当該設置事業にかかる届出書及び近隣関係者への説明会等の実施内容を記録した書類を事業に着手する日の30日前までに提出していただきます。

※ 設置事業届出書の記入事項（案）としては、以下内容を想定。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び設置工事の完了時における土地の形状
- (4) 太陽光発電設備等を設置する位置、構造及び発電出力
- (5) 太陽光発電設備等の維持管理計画（太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

（計画変更）

- 事業者は、届出をした事業計画に定める事項を変更しようとするとき（軽微な変更※を除く。）は、あらかじめ当該変更後の事業計画を市長に届け出ていただきます。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者がこれを行っていただく必要があります。

※ 軽微な変更（案）としては、以下内容を想定。

- (1) 設置工事の着手予定日を当該予定日以降の日にする変更
- (2) 事業区域の面積の変更であつて、変更前の面積の1割以内を減少させるもの
- (3) 太陽光発電設備の出力を縮小するもの

- 計画変更の届出においては、事前協議、事前公開、近隣関係者への事前説明等に係る各条例規定を準用します。

第10条～第12条【設置事業情報の掲示、維持管理、廃止の届出】

（設置事業情報の掲示）

- 事業者は、設置事業届出書の提出を行ったときは、当該事業を実施する間、事業の情報を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

（維持管理）

- 事業者は、設置事業を実施する間、災害の防止又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

（廃止の届出）

- 事業者は、設置事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければなりません。
- 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に市長に届け出なければなりません。

第13条・第14条【勧告等、公表】

(勧告等)

- 市長は、事業者に対し、必要と認めるときは、次に掲げる措置をとるものとしてい
ます。
 - (1) 以下事項における勧告。
 - ① この条例に基づく手続を行うこと
 - ② 当該設置事業について必要と認める措置を講ずべきこと
 - ③ 前号の規定による勧告をした場合において、必要な立入調査を行うこと。
 - (2) 設置事業の適切な施行及び管理を行わせるため、事業者に対する必要な報告及
び資料の提出を求めることができます。

(公表)

- 市長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住
所並びに当該勧告の内容の公表をすることができるものとしてい

付則【施行期日】

(施行期日)

- 令和5年7月1日から施行する。